

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定

(1) 保険料率の改定(第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第16条の5関係)

医療分保険料(基礎賦課額)			
ア 保険料率			
・所得割	旧ただし書き所得の 6.30 / 100	旧ただし書き所得の 6.45 / 100	(旧ただし書き所得 = 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等)
・均等割	被保険者1人につき	32,400円	33,900円(+1,500円)
イ 賦課割合			
所得割 : 均等割	56 : 44 (変更なし)		
ウ 賦課限度額	510,000円	520,000円(+10,000円)	
後期高齢者支援金等分保険料(後期高齢者支援金等賦課額)			
ア 保険料率			
・所得割	旧ただし書き所得の 2.17 / 100	旧ただし書き所得の 1.98 / 100	
・均等割	被保険者1人につき	10,800円(変更なし)	
イ 賦課割合			
所得割 : 均等割	56 : 44 (変更なし)		
ウ 賦課限度額	160,000円	170,000円(+10,000円)	
介護分保険料(介護納付金賦課額)			
ア 保険料率			
・所得割	旧ただし書き所得の 1.77 / 100	旧ただし書き所得の 1.62 / 100	
・均等割	被保険者1人につき	15,300円	14,700円(-600円)
イ 賦課割合			
・所得割 : 均等割	50 : 50 (変更なし)		
ウ 賦課限度額	140,000円	160,000円(+20,000円)	

(2) 保険料を軽減する額等の改定(第19条の2関係)

軽減額の改定			
医療分			
ア 7割減額	被保険者1人につき	22,680円	23,730円(+1,050円)
イ 5割減額	被保険者1人につき	16,200円	16,950円(+750円)
ウ 2割減額	被保険者1人につき	6,480円	6,780円(+300円)
後期高齢者支援金等分			
ア 7割減額	被保険者1人につき	7,560円	(変更なし)
イ 5割減額	被保険者1人につき	5,400円	(変更なし)
ウ 2割減額	被保険者1人につき	2,160円	(変更なし)
介護分			
ア 7割減額	被保険者1人につき	10,710円	10,290円(-420円)
イ 5割減額	被保険者1人につき	7,650円	7,350円(-300円)
ウ 2割減額	被保険者1人につき	3,060円	2,940円(-120円)
軽減判定の変更			
5割減額については、軽減対象となる所得基準額を24万5千円から26万円に引き上げる。また2割減額についても、軽減対象となる所得基準額を45万円から47万円に引き上げる。			

2 一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の恒久化(第14条の3関係)

平成26年度までの時限措置としていた保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業が恒久措置とされたため、両事業に係る拠出金及び交付金を基礎賦課総額の算定に加える特例措置の規定についても、条例付則から本則へ変更する。

3 保険料の減免申請期限の特例（第24条関係）

減免に係る申請を期限までに行うことができない場合に区長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期限後に減免申請することができることとする。

4 施行日

平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の年度分の保険料について適用する。